

食品衛生だより

食品表示に関する情報

令和4年4月1日から 全ての加工食品に、原材料の産地表示が必要です



一部の加工食品のみ義務付けられていた原材料の産地表示が、全ての加工食品※に拡大されます。


従来表示義務のあった22食品群については、今まで通りの表示を行ってください。

※外食、容器包装に入れずに販売する場合、作ったその場で販売する場合、及び輸入品は対象外

<表示の方法>

- ◎ **1番多い原材料が生鮮食品の場合、その産地を表示**
- 2か国の原産地の原材料を使用：多い順に表示
- 3か国以上の原産地の原材料を使用：多い順に表示、3か国目以降はその他でも可


例	名称	無塩せきハム（スライス）
	原材料名	豚肉（アメリカ産、国産、その他）、乳たんぱく、…



豚肉の使用量が **アメリカ産 > 国産 > その他** であるという意味です。

◎ **1番多い原材料が加工食品の場合は、その製造地を表示**

例	名称	清涼飲料水
	原材料名	ブドウ果汁（国内製造）、果糖ぶどう糖液糖、…



ブドウ果汁が国内でつくられたという意味です。国産のブドウを使用しているという意味ではありません。ブドウの原産地が分かっている場合には、下の表示でも構いません。

原材料名	ブドウ果汁（ブドウ（国産））、果糖ぶどう糖液糖、…
------	---------------------------



※ブドウ果汁のうち、最も重量割合が大きい生鮮原材料であるブドウの原産地を表示しています。

<参考資料>

新しい原料原産地表示制度について、詳しくはこちらをご覧ください。
農林水産省「新しい原料原産地表示制度～事業者向け活用マニュアル～」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html



令和3年度 検査結果の報告

食品衛生検査所では、市場内で流通する食品の検査を実施しています。
今年度も検査へのご協力ありがとうございました。



令和3年度 検査検体総数：492件 ※市場で収去し、健康安全研究所で検査したのものも含む

- 細菌・ウイルス・食品添加物（着色料等）・残留農薬・残留動物用医薬品の検査
※検体によって、検査項目は異なる

主な検査内容・検査結果

生食用カキ 12件	魚介類（生食用含む） 35件
魚卵 5件	しらす、煮干し 19件
輸入果実 8件	漬物 21件
鶏卵 8件	惣菜・弁当類（飲食店・惣菜製造業から収去） 29件
拭取り検査（器具） 70件	拭取り検査（手指） 20件

- ・食品表示法違反の食品が1件確認され、適正な表示を行うように指導しました。
- ・拭取り検査（手指）では、黄色ブドウ球菌や大腸菌群が検出された例がありました。事業者には、手洗いの励行等について指導しました。

- 放射性物質検査（北部市場・南部市場の合計）

検査検体数：21件（内 水産物8件、青果物13件）
検査の結果、基準値を超えるものは発見されませんでした。
※水産物の放射能物質検査の結果一覧は、以下に掲載



水産物の放射性物質検査結果一覧 ※青果物については、次号で掲載予定

検査の結果、基準値を超えるものは発見されませんでした。

採取日	品目名	産地	検査結果[Bq/kg]		
			放射性セシウム		
			セシウム134	セシウム137	合計
R3.5.11	マコガレイ	岩手県	2.5 未満	2.1 未満	25 未満
R3.5.11	マダラ	岩手県	2.4 未満	2.0 未満	25 未満
R3.8.26	チダイ	宮城県	2.4 未満	2.0 未満	25 未満
R3.8.26	ガザミ	宮城県	2.4 未満	2.0 未満	25 未満
R3.12.16	ニベ	宮城県	2.3 未満	2.0 未満	25 未満
R3.12.16	マサバ	岩手県	2.3 未満	2.0 未満	25 未満
R4.1.13	ヒラメ	福島県	2.3 未満	2.0 未満	25 未満
R4.1.13	シロゲンゲ	岩手県	2.3 未満	2.0 未満	25 未満

- ・食品衛生法上の基準値 放射性セシウム（セシウム134とセシウム137の和）一般食品 100Bq(ベクレル)/kg
- ・表中の「(数値)未満」とは、放射能濃度が当該数値で表される検出限界値（検知が可能な最低濃度）に満たないことを示すものであり、対象品目や測定機器の精度により異なります。
- ・NaI (TI) シンチレーションスペクトロメトリーによるスクリーニング検査であり、各核種については 実測値（参考値）を掲載